

(新)

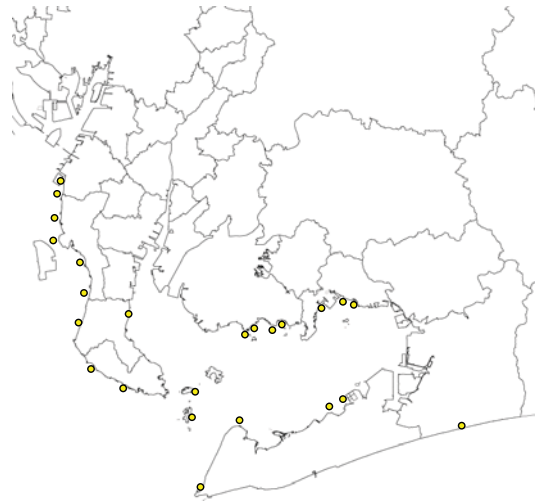
イ 海岸漂着物内容調査

(ア) 調査方法

各海岸においてコドラート（10m×10m）を1箇所設定し、コドラート内の海岸漂着物を回収し、表2-5のとおり分類し、計量した。

(イ) 調査地点

図2-12に示す24海岸



No.	市町村	海岸名	実施年度									
1	西尾市	恵比寿海岸	H22									
2		宮崎海岸										
3		竹島海岸										
4	蒲郡市	三谷海岸		H26								
5		春日浦海岸										
6	田原市	仁崎海岸			H26							
7		白谷海岸										
8	南知多町	伊良湖海岸				H26						
9		内海海岸										
10		山海海岸										
11	美浜町	篠島海岸					H26					
12		日間賀島海岸										
13	豊橋市	西部海岸全域						H26				
14		高豊・二川地区										
15	西尾市	寺部地区							H26			
16		東幡豆地区										
17	常滑市	大野地区								H26		
18		鬼崎・多屋地区										
19		りんくう町地区										
20	知多市	常滑地区									H26	
21		大谷・坂井地区										
22	田原市	新舞子地区										H26
23		瀬美地区（延長）										
24	美浜町	布土地区										

図2-12 海岸漂着物内容調査地点

(ウ) 調査期間

平成22年11月18日、12月7～9日、
平成26年9月27日～30日、平成27年1月13日、2月4日

(エ) 調査結果

本調査結果を図2-13、2-14及び表2-5に示す。

図2-13及び表2-5のとおり、海岸漂着物を生活系、漁業系、事業系及びその他に区分し、その重量構成をみると、海岸漂着物の8割以上が自然系の灌木や流木で占められている。また、自然系を除いては生活系が約10%、事業系が約3%、漁業系が約1%である。生活系では、ペットボトル、食品の包装・容器、飲料ガラス瓶が多くを占めており、漁業系ではロープ・ひもが、事業系では木材等が多くを占めた。

改定内容

- ・平成26年度調査結果の追加に伴う修正
- ・修文

3) 現地調査による海岸漂着物の現状

現地調査の概要

1. 現地調査の目的
海岸漂着物の現状を把握するため、各海岸において現地調査を実施した。

2. 現地調査実施期間
・現地調査：平成22年11月18日、12月7～9日

3. 現地調査の内容
・調査項目 写真撮影、 棒取り調査
・調査回数：各海岸1回
・調査地点 下図に示す13海岸
・棒取り調査の概略
各海岸において調査区域（10m×10m）を1箇所設定し、その区域内の漂着物を回収し、種類別に区分けし、計量した。
種類区分は、生活系、漁業系、事業系、その他とした。
ただし、海藻類は棒取り調査の計量対象から除外した。

主な調査内容

●調査区域の設定
棒取り調査では、まず10m×10mの枠を設定した。
写真は、田原市仁崎海岸である。こうした棒取りは、他地区との比較のために、同一面積を確保するために行った。



●海岸漂着物の収集・分類・計量
漂着物を集め、分類を行ったうえで、種類別に計量を行った。下の写真は、田原市伊良湖海岸での分類状況である。次ページに、各海岸毎に調査結果を示した。




(旧)

(新)

図2-14 のとおり、三河湾の北側に位置する西尾市及び蒲郡市の海岸では、流木や灌木といった自然系ごみの割合が比較的低い傾向が見られ、2地区においては、生活系ごみが海岸漂着物の半数以上を占めており、発生抑制対策推進の必要性がある。

(旧)



写真：コドラート枠設置状況



写真：海岸漂着物の分類状況

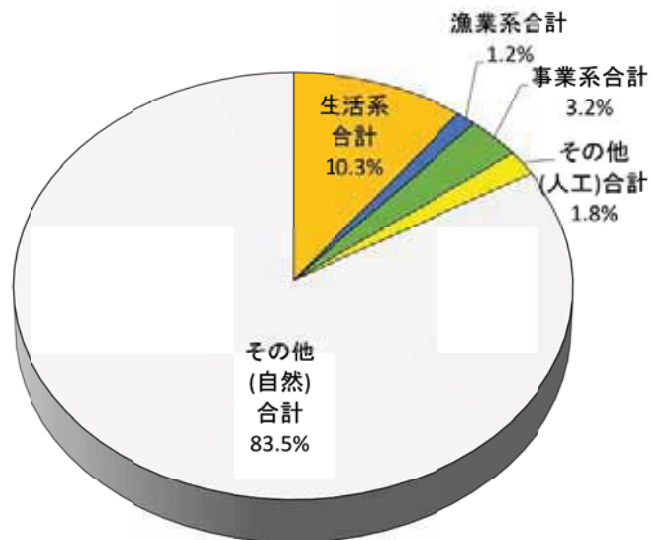


図2-13 重量割合(全地点合計)

改定内容

- ・平成26年度調査結果の追加に伴う修正
- ・修文

(新)

(旧)

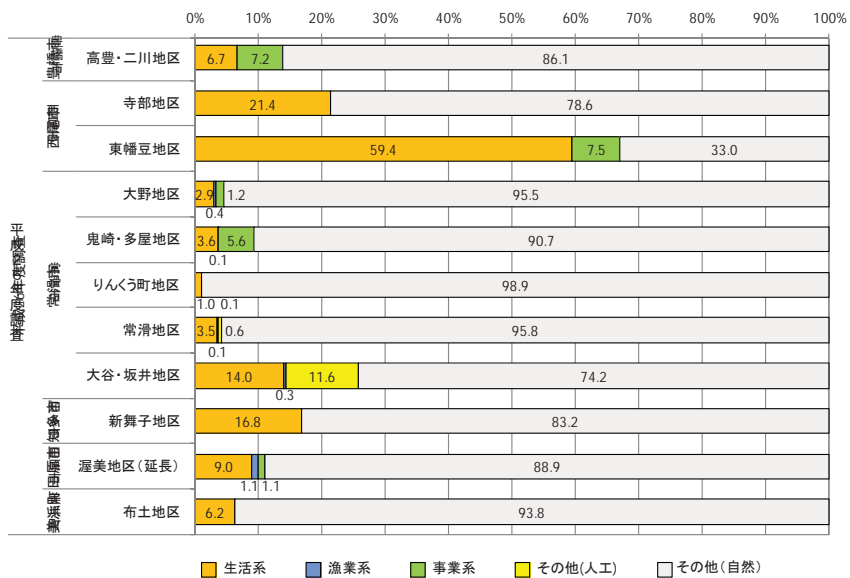
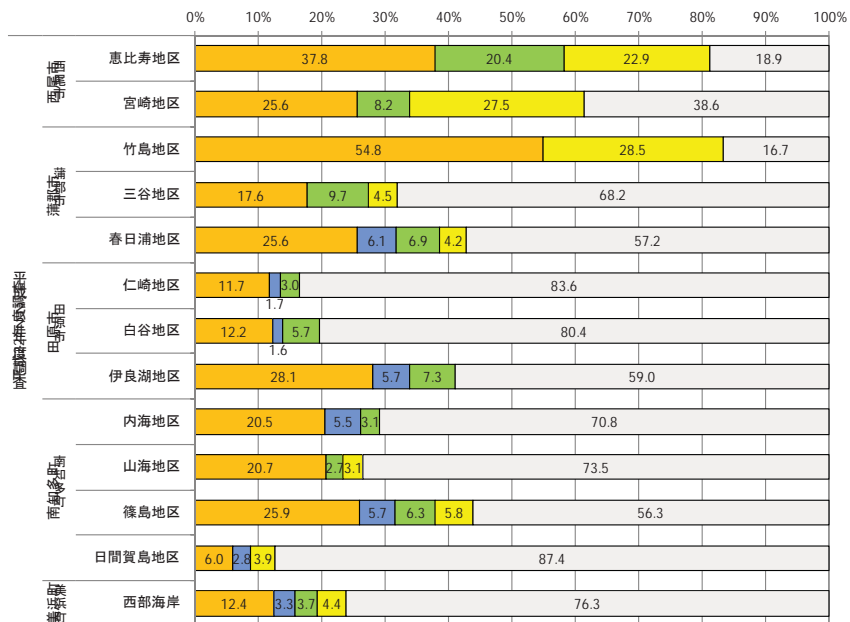


図 2-14 重量割合 (地点別)

改定内容
・グラフの追加

表2-5 海岸漂着物内容調査結果【重量】

No.	分類	平成22年度調査										平成26年度調査										全地点					
		西尾市		蒲郡市		田原市		南知多町		美浜町		豊橋市		西尾市		常滑市		知多市		田原市			美浜町				
		東比寿地区	宮崎地区	竹島地区	三谷地区	春日浦地区	仁崎地区	白谷地区	伊良湖地区	内海地区	山海地区	種島地区	日間賀島地区	西部海岸	高橋・二川地区	寺部地区	東幡豆地区	大野地区	鬼崎・多羅地区	りんくう町地区	常滑地区		大谷・坂井地区	新舞子地区	霞美地区へ延び	布土地区	
総計	漂木、流木を除いた合計	0.82	1.42	1.00	1.46	2.80	6.00	4.99	3.62	2.27	2.27	1.54	0.91	3.67	0.96	0.00	0.71	0.49	4.99	0.10	1.86	4.95	1.29	1.89	0.41	50.40	
	漂木、流木を含めた合計	1.01	2.31	1.20	4.57	6.55	36.50	25.40	8.82	7.71	8.95	3.51	7.21	15.47	6.91	0.01	1.96	10.94	83.49	9.30	44.50	19.15	7.69	17.09	6.61	306.15	
I	生活系合計	0.38	0.50	0.65	0.91	1.69	4.26	3.12	2.48	1.60	1.85	0.91	0.43	1.91	0.46	0.00	0.63	0.32	1.91	0.09	1.35	2.69	1.29	1.53	0.41	31.52	
II	漁業系合計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3.61	
III	事業系合計	0.21	0.19	0.00	0.45	0.45	1.11	1.45	0.64	0.24	0.24	0.22	0.00	0.57	0.50	0.00	0.08	0.13	3.00	0.00	0.04	0.00	0.00	0.18	0.00	9.69	
IV	その他(人工)合計	0.23	0.64	0.34	0.21	0.28	0.00	0.00	0.00	0.00	0.28	0.21	0.23	0.68	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.27	2.21	0.00	0.00	0.00	5.61	
V	その他(自然)合計	0.19	0.80	0.20	3.12	3.75	30.50	20.50	5.20	5.50	6.58	1.98	6.30	11.80	5.95	0.01	0.35	10.45	48.50	9.20	42.70	14.20	8.40	15.20	8.20	295.66	
1	ネットボトル				0.21	0.56	0.44	0.33	0.21				0.22	0.06	0.06			0.85	0.38	0.26	0.10	0.28	0.05	0.10		4.10	
2	食品の包装・容器				0.19	0.27	0.55	0.42	0.29	0.20		0.20		0.23	0.06			0.06	0.13	0.01	0.08	0.68	0.80		0.05	4.30	
3	生活雑貨						0.24	0.30	0.23	0.21	0.20	0.20		0.27	0.03			0.01	0.01	0.25	0.03		0.05	0.10		0.20	2.53
4	ふた・キャップ		0.20		0.21	0.22	0.30	0.26	0.23	0.20	0.20	0.11		0.21	0.02	0.00		0.00	0.13	0.01	0.01	0.01	0.01			2.37	
5	袋類(農業用以外)	0.19					0.29	0.22	0.26	0.48				0.22							0.02	0.05	0.02				2.19
6	飲料缶						0.27	0.35	0.22					0.27	0.06				0.08		0.29	0.60			0.05		2.18
7	靴				0.24		0.34				0.85							0.10				0.15					1.89
8	飲料ガラス瓶						0.43	0.50	0.23			0.21		0.21			0.03		0.08		0.13	0.57		1.18		3.36	
9	おもちゃ類	0.20			0.20	0.22	0.63	0.20	0.21	0.21			0.21					0.01	0.02	0.01		0.24	0.05		0.05	2.65	
10	ライター						0.25	0.21	0.23	0.22				0.01	0.00				0.04	0.02	0.03		0.03			1.08	
11	その他生活系	0.20	0.20	0.42	0.22	0.21	0.39	0.31	0.27	0.36	0.20	0.22	0.23	0.10	0.01	0.00	0.53	0.18	0.18	0.01	0.63	0.24		0.01	5.10		
12	ロープ・ひも				0.20	0.21	0.21	0.25	0.25		0.20	0.20	0.25					0.05	0.01		0.02			0.18		2.02	
13	袋					0.20								0.02							0.03						0.51
14	芝の他漁業系				0.20	0.23	0.21	0.26	0.19									0.02	0.03								1.14
15	木材等	0.21			0.21	0.25	0.41	1.01	0.40				0.26	0.50		0.08	0.11	2.90	0.04							6.37	
16	農薬・肥料袋									0.24			0.11				0.02										0.37
17	芝の他事業系	0.10		0.24	0.20	0.70	0.44	0.25	0.24	0.22				0.10										0.18		2.96	
18	漂木	0.19	0.45	0.20	2.89	3.50	21.40	11.70	2.20	2.60	1.98	1.73	1.80	7.40	0.20	0.01	0.10	4.30	22.75	3.50	12.55	10.48	6.40	6.50	2.20	126.73	
19	のり	0.44			0.52	0.25	9.10	8.80	3.00	2.90	4.60	0.25	4.50	4.40	5.75	0.00	0.25	6.15	25.75	5.70	20.15	3.72		8.70	4.00	128.93	
20	その他	0.23	0.64	0.34	0.21	0.28				0.28	0.21	0.28	0.68							0.27	2.21					5.61	

(単位)

表2-3 現地調査結果(海岸別海岸漂着物のごみランク及び重量内訳)

No.	分類	西尾市			蒲郡市			田原市			美浜町			全地点
		東比寿地区	宮崎地区	竹島地区	三谷地区	春日浦地区	仁崎地区	白谷地区	伊良湖地区	内海地区	山海地区	種島地区	日間賀島地区	
1	生活系	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
2	漁業系	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
3	事業系	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
4	その他(人工)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
5	その他(自然)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

改定内容
・本表の修正
改定内容
・本表の修正

ウ 発生状況調査

(ア) 調査方法

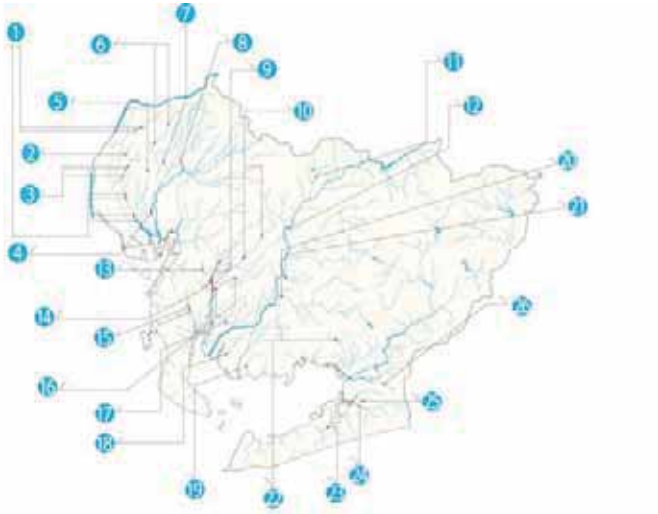
調査区間のごみを収集し、表2-6のとおり、ごみの種類毎に分類して集計をした。

表2-6 ごみの種類別分類

大分類	小分類	大分類	小分類
生活系	ペットボトル	事業系	プラスチック系 (発砲スチロール)
	食品包装・容器		金属類(缶類等)
	ごみ袋一式		農業系
	ビン		その他
	空き缶		自然系
	その他生活雑貨		

(イ) 調査対象河川

図2-15のとおり、愛知県が管理する河川のうち、26河川で調査を実施した。調査対象区間は、ごみの堆積が多く確認できた区間とした。



(ウ) 調査年度

平成25～26年度

(エ) 調査結果

河川延長44.3kmで調査を実施した結果、回収したごみの総量は52.7tであった(1.2kg/m)。

回収したごみを表2-6のとおり分類した結果を図2-16に示す。日常生活に伴って排出されるペットボトルや食品包装・容器などの生活ごみが約72%を占めた。また、生活系ごみの中でも、飲食に関わるペットボトル、食品包装・容器、ビン及び空き缶が全体の39%（生活系の約54%）を占めていること、また、橋梁、交差点、交通量の多い道路付近で多くごみが見つかったとの調査報告から、外出先で飲食したごみがポイ捨てされたものと考えられる。

また、人目のつきにくい場所などで、大型の生活雑貨（家電、マットレス、ソファ、ベビーカーなど）が不法投棄されており、これらは、全体の約25%を占める「生活系」「その他生活雑貨」に分類した。また、消火器や大量のタイヤなど、事業者による不法投棄と思われるものもあり、これらは全体の12%を占めた「事業系」「その他」に分類した。

なお、各河川の「1m当たりのごみ量」、「生活系ごみ、事業系ごみ、自然系ごみ」の割合を図2-17に示す。

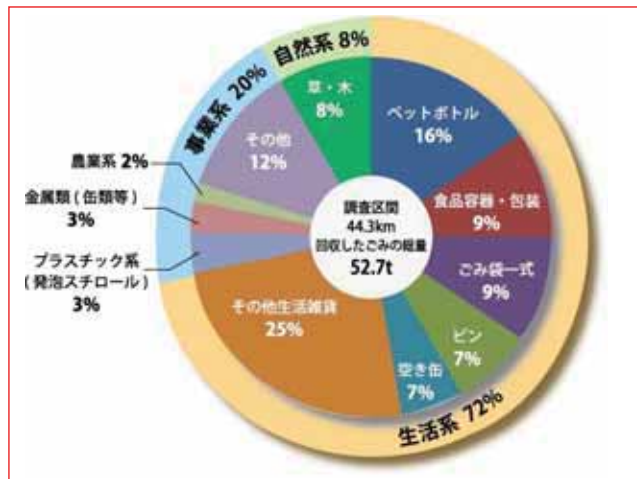


図2-17 ごみの内訳

(新)

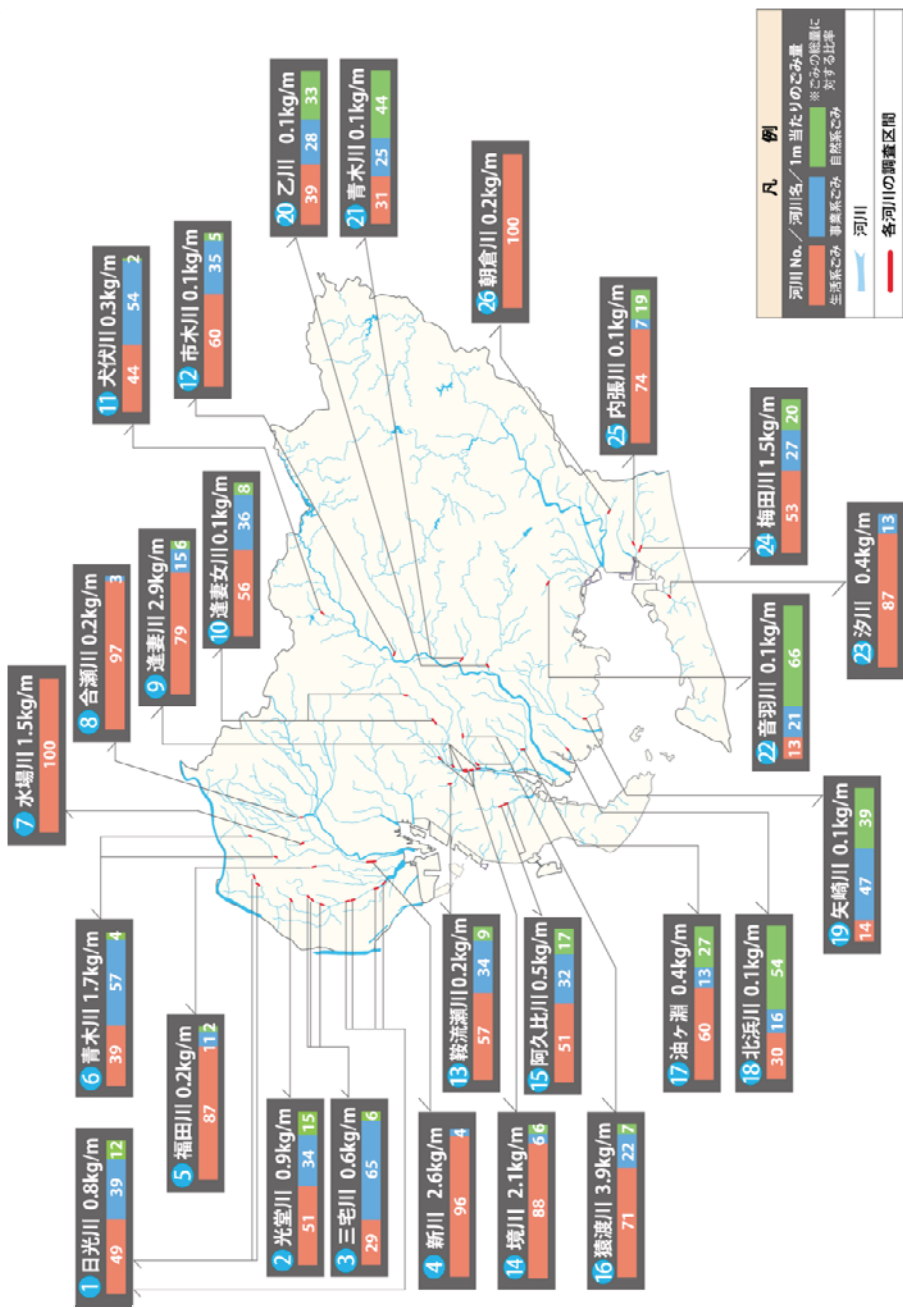


図2-18 各河川のごみの量及び内訳

(旧)

第3章 愛知県における海岸漂着物対策の基本理念と基本方針

愛知県の海岸における良好な景観及び生物の生態環境等の保全や海岸漂着物の円滑な処理等を行っていくための基本理念と基本方針を以下に示す。

第3章 愛知県における海岸漂着物対策の基本理念と基本方針

愛知県の海岸における良好な景観及び生物の生態環境等の保全や海岸漂着物の円滑な処理等を行っていくための基本理念と基本方針を以下に示す。

基本理念

海岸が県民共有の財産として県民の健康で文化的な生活の確保に重要な役割を果たしていることを踏まえ、現在及び将来の県民が海岸のもたらす恵沢を享受することができるよう、良好な景観、生物の多様性、公衆の衛生等の海岸の環境について、その良好な状態の保全を図るものとする。

基本理念

海岸が県民共有の財産として県民の健康で文化的な生活の確保に重要な役割を果たしていることを踏まえ、現在及び将来の県民が海岸のもたらす恵沢を享受することができるよう、良好な景観、生物の多様性、公衆の衛生等の海岸の環境について、その良好な状態の保全を図るものとする。

基本方針

1. 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

国、県、海岸管理者、市町村、民間団体等の海岸漂着物に関わりのある多様な主体が地域の実情に応じた適切な役割分担を行うとともに、各主体相互の情報共有等を行いながら、連携していく体制の確保に努める。

2. 海岸漂着物の円滑な処理の推進

海岸漂着物が集積することにより、現に海岸の景観や生活・自然環境の保全に支障が生じている地域においては、円滑な処理をすすめることにより、海岸の清潔保持及びその海域への流出防止に努める。

3. 海岸漂着物の効果的な発生抑制

県及び市町村は、**ごみの排出抑制**や**ポイ捨て**・不法投棄防止を推進し、**海岸漂着物の発生抑制に努める**。

また、環境学習や普及啓発を通じて、広く県民に海岸漂着物の問題認識を**促し**、発生抑制への理解促進と環境保全の意識高揚に努める。

基本方針

1. 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

国、県、海岸管理者等、市町村、民間団体等海岸漂着物に関わりのある多様な主体が地域の実情に応じた適切な役割分担を行うとともに、各主体相互の情報共有等を行いながら、連携していく体制の確保に努める。

2. 海岸漂着物等の円滑な処理の推進

海岸漂着物等が集積することにより、現に海岸の景観や生活・自然環境の保全に支障が生じている地域においては、円滑な処理をすすめることにより、海岸の清潔保持及びその海域への流出防止に努める。

3. 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

県及び市町村は、**3Rの推進による循環型社会の形成**や**ごみ等の不法投棄防止**を推進し、**発生抑制を行うことで海岸漂着物等の削減に努める**。

また、環境学習や普及啓発を通じて、広く県民に海岸漂着物の問題認識をうながし、発生抑制への理解促進と環境保全の意識高揚に努める。

第4章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容

1 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域

大量に海岸漂着物が集積することにより、海岸における良好な景観及び環境の保全に、特に支障が生じており、重点的に対策を講ずることが必要とされる地域を、「海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（以下、「重点区域」という。）とする。

重点区域の設定に際しては、地域でみられる海岸漂着物の集積状況及び清掃活動の実施状況のほか、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件について、総合的に判断する。

(1) 重点区域の設定方法

国の基本方針に沿って、愛知県が重点区域設定基準（評価指標及び評価基準）を作成して、重点区域（案）を設定する。その後、愛知県海岸漂着物対策推進協議会において、関係機関、関係団体等の意見を反映し、重点区域を設定する。

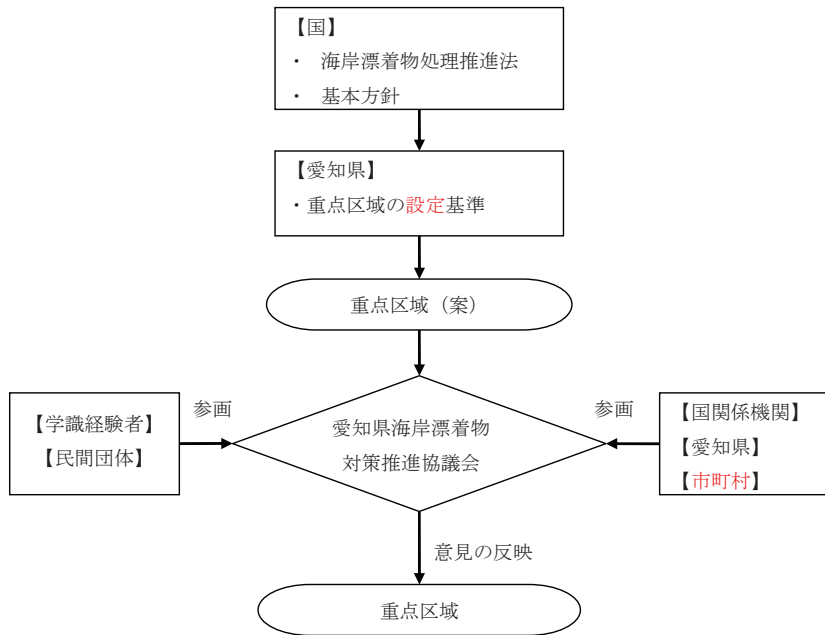


図4-1 重点区域の設定フロー

第4章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域

4-1. 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域について

1) 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域

大量に海岸漂着物等が集積することにより、海岸における良好な景観及び環境の保全に、特に支障が生じており、重点的に対策を講ずることが必要とされる地域を、「海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（以下、「重点区域」という。）とする。

重点区域の設定に際しては、地域でみられる海岸漂着物の量及び質のほか、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件について、総合的に判断する。

2) 重点区域の設定方法

国の基本方針に沿って、愛知県が重点区域の選定基準（評価指標及び評価基準）を作成して、重点区域（案）を選定する。その後、愛知県海岸漂着物対策推進協議会において、関係機関、関係団体等の意見を反映し、重点区域の設定を行っていく。

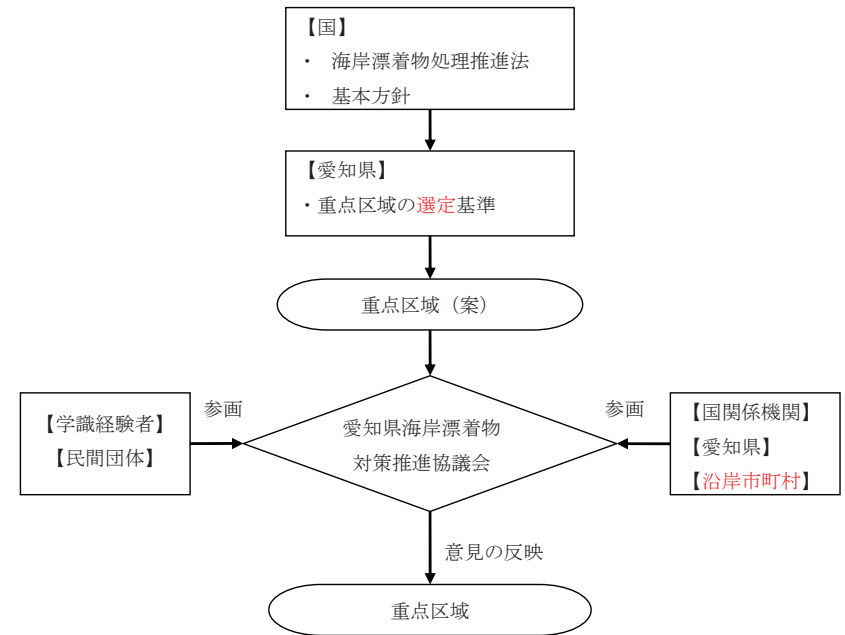


図4-1 重点区域の選定フロー

改定内容
・ 修文

(新)

(2) 重点区域の範囲

重点区域の範囲は、その一体性に配慮しつつ、重点的な対策の必要性に照らして過大又は過小とならないよう、必要かつ合理的なものとする。

(3) 重点区域の設定基準

重点区域は、以下に記述する設定基準の第1項目及び第2項目のそれぞれを満足する海岸とする。

まず、「海岸漂着物状況」を設定基準第1項目とし、「海岸漂着物の集積状況」及び「海岸清掃活動の実施状況」の2つの評価指標を設け、それぞれの評価指標において、評価基準を満たす海岸とする。

その評価基準は表4-1に示す。

表4-1 設定基準第1項目

項目	評価指標	評価基準
海岸漂着物状況	海岸漂着物の集積状況	大量の海岸漂着物が集積している海岸又は海岸等の環境保全や住民の利用等に影響を及ぼす可能性があるものが漂着している海岸
	海岸清掃活動の実施状況	海岸漂着物の清掃活動が管理者、市町村、地域住民等により実施されている海岸

(旧)

3) 重点区域の範囲

重点区域の範囲は、その一体性に配慮しつつ、重点的な対策の必要性に照らして過大又は過小とならないよう、必要かつ合理的なものとする。

4) 愛知県における重点区域の選定基準

以下に記述する選定基準の第1項目及び第2項目のそれぞれを満足する海岸を有する地域を重点区域の候補地区とする。

まず、「海岸漂着物状況」を選定基準第1項目とし、「海岸漂着物の集積状況」及び「海岸清掃活動の実施状況」の2つの評価指標を設け、それぞれの評価指標において、評価基準を満たす海岸とする。

その評価基準、評価方法は表4-1(1)に示す。

表4-1(1) 選定基準第1項目

項目	評価指標	評価基準	評価方法
海岸漂着物状況	海岸漂着物の集積状況	大量の海岸漂着物が集積している海岸又は海岸等の環境保全や住民の利用等に影響を及ぼす可能性があるものが漂着している海岸	<ul style="list-style-type: none"> 海岸漂着物に関するアンケート調査（平成22年1月県環境部） 市町村等が海岸漂着物の回収、処理の対策を重点的に講ずる海岸
	海岸清掃活動の実施状況	海岸漂着物の清掃活動が管理者、市町村、地域住民等により実施されている海岸	<ul style="list-style-type: none"> 海岸漂着物に関するアンケート調査（平成22年1月県環境部） ホームページ、新聞等

(新)

次に、「自然的条件」と「社会的条件」2つを**設定基準**第2項目とする。

「自然的条件」に「海岸地形・景観」及び「生態系」の2つの評価指標を設け、また、「社会的条件」に「利用状況」及び「経済活動」の2つの評価指標を設け、いずれかの評価指標において、評価基準を満たす海岸とする。

その評価基準は表4-2に示す。

表4-2 設定基準第2項目

項目	評価指標	評価基準
自然的条件	海岸地形・景観	保全すべき海岸地形や良好な景観を有する海岸 国定公園、県立自然公園の指定地域、その他景観に配慮すべき地域
	生態系	動植物の生息にとって重要な海岸 鳥獣保護区の指定地域、その他動植物の生息に配慮すべき地域
社会的条件	利用状況	海水浴場、潮干狩りや環境学習の場として利用のある海岸
	経済活動	漁港・漁業、港湾、マリナー、祭事・観光・保養地等として利用のある海岸

(4) 重点区域の設定

これまで示した設定基準で、設定した重点区域を図4-2及び表4-2(1)、(2)に、また、各重点区域の範囲と地域概要をP28～63に示す。



(旧)

次に、「自然的条件」と「社会的条件」2つを**選定基準**第2項目とする。

「自然的条件」に「海岸地形・景観」及び「生態系」の2つの評価指標を設け、また、「社会的条件」に「利用状況」及び「経済活動」の2つの評価指標を設け、いずれかの評価指標において、評価基準を満たす海岸とする。

その評価基準、**評価方法**は表4-1(2)に示す。

表4-1(2) 選定基準第2項目

項目	評価指標	評価基準	評価方法
自然的条件	海岸地形・景観	保全すべき海岸地形や良好な景観を有する海岸	国定公園、県立自然公園の指定地域、その他景観に配慮すべき地域の存在
	生態系	貴重な動植物の生息にとって重要な海岸	鳥獣保護区の指定地域、その他動植物の生息に配慮すべき地域の存在
社会的条件	利用状況	海水浴場、潮干狩りや環境学習の場として利用のある海岸	海水浴場、潮干狩り等の利用の実態・実績
	経済活動	漁港・漁業、港湾、マリナーとして利用や祭事・観光・保養地等として利用のある海岸	漁港・漁業、港湾等の存在や祭事・観光・保養地等としての利用の実態

5) 愛知県における重点区域

これまで示した設定基準で、選定した重点区域を表4-2(1)、(2)に示す。

表4-2(2) 重点区域一覧

	重点区域名	所在市町	対象区域	海岸管理者	設定基準第1項目		設定基準第2項目				備考
					海岸漂着物の集積状況	海岸清掃活動の実施状況	自然的条件		社会的条件		
							海岸地形、景観	生態系	利用状況	経済活動	
11	新舞子地区	知多市	新舞子ファインブリッジ～知多市・常滑市境	県(河川課)	○	○	南知多県立自然公園	—	潮干狩り場、マリスボート	花火大会	平成27年○月指定
12	渥美地区	田原市	福江漁港～伊良湖港海岸	県(港湾課、農地計画課)	○	○	三河湾国定公園、伊良湖岬	県指定鳥獣保護区	海水浴場、釣り場	漁港、地方港湾、旅客ターミナル(フェリー)、観光地(伊良湖岬)	平成23年8月指定(平成27年○月延長)
13	仁崎・白谷地区		白谷海水浴場北端～田原市仁崎海水浴場南端	県(河川課)	○	○	三河湾国定公園、渥美半島県立自然公園	—	海水浴場	龍宮まつり、マリナー	平成23年8月指定
14	内海・山海地区	南知多町	内海港北側～豊浜漁港北側	県(河川課)、南知多町	○	○	三河湾国定公園、南知多県立自然公園、千鳥ヶ浜	アカミガメの産卵地	海水浴場、釣り場	地方港湾、漁港、花火大会、温泉地	平成23年8月指定
15	篠島地区		篠島内海岸全域	県(河川課、港湾課)	○	○	三河湾国定公園、篠島	県指定鳥獣保護区	海水浴場、釣り場	漁港、花火大会	平成23年8月指定
16	日間賀島地区		日間賀島内海岸全域	南知多町	○	○	三河湾国定公園、日間賀島	県指定鳥獣保護区	海水浴場、釣り場	漁港、花火大会	平成23年8月指定
17	美浜地区	美浜町	常滑市・美浜町境～美浜町・南知多町境	県(河川課、港湾課)、美浜町	○	○	三河湾国定公園、南知多県立自然公園、野間灯台	アカミガメの産卵地	海水浴場、潮干狩り場	漁港、遊園地(南知多ビーチランド)	平成23年8月指定
18	布土地区		布土川河口～布土海水浴場南端	県(河川課)	○	○	南知多県立自然公園	アカミガメの産卵地	潮干狩り場	—	平成27年○月指定

(注)

表4-2(2) 重点区域候補海岸一覧

	重点区域名	対象海岸名等	重点区域設定基準項目・評価指標					
			設定基準第1項目		設定基準第2項目			
			海岸漂着物の集積状況	海岸清掃活動の実施状況	自然的条件		社会的条件	
					海岸地形、景観	生態系	利用状況	経済活動
1	美浜地区	上野間漁港海岸奥田・上野間地区海岸 美浜海岸小野浦地区海岸、美浜海岸野間地区海岸 美浜海岸野間・高田地区海岸、美浜海岸牧田地区海岸 美浜海岸上野間地区海岸 美浜海岸上野間地区海岸 富良野海岸富良野地区海岸	○	○	三河湾国定公園・野間灯台	アカミガメの産卵地	海水浴場 潮干狩り	漁港 遊園地
2	内海・山海地区	内海海岸東浜千鳥ヶ浜海岸 南知多海岸内海・山海地区海岸 南知多海岸山海・豊浜地区海岸 形原海岸篠島地区海岸 篠島漁港海岸篠島地区海岸	○	○	三河湾国定公園・千鳥ヶ浜	アカミガメの産卵地	海水浴場 釣り場	地方港湾、漁港 花火大会
3	篠島地区	日間賀島海岸	○	○	三河湾国定公園・篠島	県指定鳥獣保護区	海水浴場 釣り場	漁港
4	日間賀島地区	日間賀島海岸日間賀島地区海岸	○	○	三河湾国定公園	県指定鳥獣保護区	海水浴場 釣り場	漁港
5	佐久島地区	佐久島漁港海岸佐久島地区海岸 一色海岸佐久島地区海岸	○	○	三河湾国定公園・佐久島	県指定鳥獣保護区	海水浴場 釣り場	漁港 博物館(伊天サロン)
6	古良地区	宮崎港海岸宮崎地区海岸 古良・福豆海岸宮崎・鳥羽地区海岸	○	○	三河湾国定公園	県指定鳥獣保護区	海水浴場 潮干狩り	漁港、温泉地
7	形原地区	篠島海岸篠島地区海岸 形原海岸形原地区海岸	○	○		県指定鳥獣保護区	潮干狩り	漁港、温泉地
8	瀧部地区	瀧部海岸三谷地区海岸 三谷漁港海岸三谷地区海岸 三河湾海岸三谷地区海岸	○	○	三河湾国定公園 特別保護区	八百富神社裏(国指定天然記念物) 県指定鳥獣保護区	潮干狩り	漁港 温泉地、マリナー
9	仁崎・白谷地区	田原海岸仁崎・白谷地区海岸 田原海岸仁崎地区海岸 田原海岸野田・仁崎地区海岸	○	○	三河湾国定公園		海水浴場	龍宮まつり マリナー
10	渥美地区	渥美海岸伊良湖地区海岸 伊良湖海岸伊良湖地区海岸	○	○	三河湾国定公園・伊良湖岬	県指定鳥獣保護区	海水浴場	地方港湾 旅客ターミナル

(注)